令和８年 11 月
水　　産　　庁

ＷＣＰＦＣ（ダブリューシーピーエフシー）（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会の結果について

１　日程・場所

11 月 20 日（金）　オンライン形式で開催

２　出席国・地域

日本、米国、カナダ、韓国、中国、台湾、豪州、ＮＺ、フィジー
フィリピン、クック諸島

３　我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官（我が国代表）、宮原農林水産省顧問（北小委員会議長）、ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者

４　結果概要

中西部太平洋における大型魚の漁獲上限の 25％の増枠を基本とする太平洋クロマグロの保存管理措置について合意。これをもとに、ＷＣＰＦＣ年次会合で議論される予定。

2027-2028 年の２年間における太平洋クロマグロの国・地域別の漁獲上限（※１）は、以下のとおり。

○大型魚

日本：21,052 トン
　　１年当たり 8,421 トン ⇒ 10,526 トン（2,105 トン増枠）

韓国：1,761 トン（※２）
　　１年当たり 501 トン ⇒ 880 トン（379 トン増枠）

台湾：7,368 トン

１年当たり 2,947 トン ⇒ 3,684 トン（737 トン増枠）

○小型魚

日本：8,294 トン

１年当たり 4,407 トン ⇒ 4,147 トン（260 トン減枠）

韓国：1,352 トン

１年当たり 718 トン ⇒ 676 トン（42 トン減枠）

（※１）２年間における漁獲上限を超えない範囲において、１年当たりの量の 125％まで、各年漁獲することが可能。

（※２）2025 年の韓国の未使用の小型魚上限のうち 80 トンを、換算係数（×6.37）を使用して大型魚上限に振り替えた 509 トンを追加。

（※３）上記のほか、ＮＺ、豪州及び米国（ハワイ）については、大型魚の１年当たりの漁獲の合計が 340 トンを超えないように管理。

５　今後のスケジュール

これらの措置については、11 月 30 日から 12 月５日にかけてバヌアツで開催されるＷＣＰＦＣ年次会合で議論される予定。

【参考１　ＷＣＰＦＣとＩＡＴＴＣ】

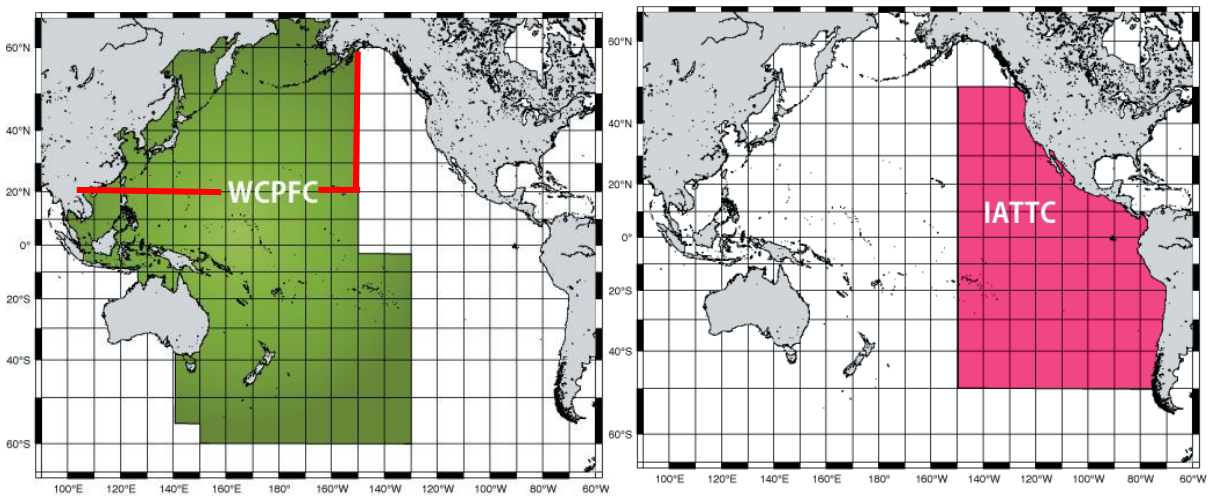

※　ＷＣＰＦＣ北小委員会は、主に北緯２０度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について本委員会に勧告を行う。

【参考２　現行の太平洋クロマグロの漁獲上限（2024 年決定）】

決定内容（2024 年以降）	備考
ＷＣＰＦＣ（中西部太平洋） 小型魚：1.1 倍を基礎に増枠 （4,725 トン ⇒ 5,125 トン） 大型魚：1.5 倍を基礎に増枠 （7,609 トン ⇒ 11,869 トン）	以下の措置について、一般ルール化（年限なく適用）。 ・当初の漁獲上限の 17%まで、翌年に繰越し可能。 ・小型魚上限について、「1.47 倍」換算　して大型魚へ振替可能。 2026 年に措置を見直し
ＩＡＴＴＣ（東部太平洋） 1.5 倍を基礎に増枠 （3,995 トン ⇒ 6,292.5 トン） （※１年あたりに換算）	2025-2026 年の２年間の措置